

第 10 回摂津市都市計画審議会

日 時：平成 19 年 7 月 6 日（金）10 時～

場 所：市役所本館 3 階 大会議室

出席者：（全員出席）

傍聴者：なし

案 件：議案番号 38 北部大阪都市計画用途地域の変更（府決定）
議案番号 39 北部大阪都市計画高度地区の変更（市決定）
議案番号 40 北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更
（市決定）
議案番号 41 北部大阪都市計画地区計画の決定（市決定）

市 長：（案件の付議及び諮問）

会 長： 議事に入りたいと思います。

事務局の方より議案番号 38「北部大阪都市計画用途地域の変更（府決定）」、議案番号 39「北部大阪都市計画高度地区の変更（市決定）」、議案番号 40「北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（市決定）」につきまして、関連案件ですので一括して説明をお願いいたします。

事務局：（議案番号 38・39・40 一括して議案書の説明）

会 長： 事務局からの説明が終わりました。何かご意見はございませんか。

〇〇委員： 11 ページの新旧対照図を見ると防火地域と準防火地域が指定されてますが、すべて防火地域にする事はできなかったのですか。

事務局： 大阪府の用途地域指定基準では、原則として、準防火地域を指定することとされています。今回、区画整理区域につきましては、高層ビル等も考えられますので、よりきつい防火地域に指定し、それ以外の千里丘三島線と境川、あるいは警察署については、準防火地域の指定を行うことで大阪府と協議、調整しました。

〇〇委員： 防火地域と準防火地域を混在させたのは準防火地域の指定の場所は既存の町並みがあるからですか。

事務局： そのとおりです。近隣商業地域で準防火地域を指定する所は在来の建築物がありますが、今回防火地域に指定する場所は、これから街が出来、現段階での規制は最も有効であると考えています。

〇〇委員： 近隣商業地域に指定する既存の町並みがある所で、今まで指定がなかったが、今回新たに指定することで何か不都合が生じるのではないのか。

事務局： 千里丘三島線と境川の部分には現在は準防火地域かかっていません。準防火地域を指定することにより、既存不適格が発生します。既存不適格建築物については、今後建替え時に耐火建築物を建てなければならないという規制がかかります。現在、耐火建築物に相当する建物はあまり見受けられません。

会長： 意見も出尽くしたようでございますので、委員の皆様にお諮りいたします。議案番号 38「北部大阪都市計画用途地域の変更（府決定）」、議案番号 39「北部大阪都市計画高度地区の変更（市決定）」、議案番号 40「北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（市決定）」について、同意してもよろしいでしょうか。

会長： 異議なしと認め、原案どおり同意いたします。
それでは、続きまして議案番号 41「北部大阪都市計画地区計画の決定(市決定)」、につきまして、事務局の方より説明をお願いいたします。

事務局： （議案番号 41 議案書の説明）

会長： 事務局からの説明が終わりました。何かご意見はございませんか。

〇〇委員： 除外規定が設けられておりますが除外規定を適応する場合、どのような手続きになるのですか。

事務局： 例えば景観的な関係については、摂津市都市都市景観まちづくり要綱に基づき、都市景観アドバイザー委員会の設置が設けられています。その中で意見を聞きながら市長が判断していきます。

会長： 意見も出尽くしたようでございますので、委員の皆様にお諮りいたします。議案番号 41「北部大阪都市計画地区計画の決定(市決定)」について、同意してもよろしいでしょうか。

会長： 異議なしと認め、原案どおり同意いたします。

会長： （案件の答申）